

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年9月30日
【発行者の名称】	株式会社 J S e c u r i t y (JSecurity, Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 今村 誉一
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービルディング南館17階
【電話番号】	(03)4567-2823 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理部長 小林 拓矢
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号虎ノ門ヒルズ森タワー
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社 J S e c u r i t y https://www.jsecurity.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第 9 期（中間）
会計期間	自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月 30 日
売上高 (千円)	462, 161
経常利益 (千円)	126, 751
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	82, 631
中間包括利益 (千円)	78, 230
純資産額 (千円)	228, 404
総資産額 (千円)	5, 090, 348
1 株当たり純資産額 (円)	82. 50
1 株当たり配当額 (うち 1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1 株当たり中間純利益 (円)	31. 12
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益 (円)	30. 76
自己資本比率 (%)	4. 5
自己資本利益率 (%)	36. 2
株価収益率 (倍)	24. 1
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	692, 162
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△598, 227
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△18, 918
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	1, 798, 940
従業員数 (人)	24

- (注) 1. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
2. 従業員数は就業人員であります。なお、臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
4. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) JSecurity X Inc. (注)	大韓民国城南 市	100百万 韓国ウォン	ソフトウェア製品の 開発及び保守管理	100.0	役員の兼任あり
(その他の関係会社) 株式会社JIRAN JAPAN	東京都港区	19,995千円	情報セキュリティ	被所有 42.2	該当事項なし

(注) 特定子会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)
24

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループの報告セグメントは「情報セキュリティ事業」の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 発行者の状況

2026年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19(2)	34.6	2.0	5,468

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の報告セグメントは「情報セキュリティ事業」の単一セグメントであり、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当社グループは、2026年5月15日付でJSecurity X Inc.を設立し、連結子会社化したことに伴い、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、継続的な賃上げや雇用環境の改善を背景として、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー価格の上昇に伴う物価高の影響などによる下押し圧力も根強く、一進一退の状況が続きました。

世界経済におきましては、各国の通商政策の変化や中東情勢の緊迫化など地政学リスクの高まりに加え、原材料価格や物流コストの上昇などもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

情報セキュリティ業界におきましては、ランサムウェアやサプライチェーンを標的としたサイバー攻撃が継続して発生するとともに、生成AIの普及に伴い、AIを悪用したサイバー攻撃や情報漏えいリスクへの対応が新たな課題となっております。こうした環境のもと、従来型の境界防御に加え、ランサムウェア対策、脆弱性管理及び生成AI利用に伴うセキュリティ対策など、侵入を前提とした多層的なセキュリティ対策への投資が拡大しております。また、政府によるサイバーセキュリティ政策や経済安全保障への取組みも進展しており、企業に求められる情報セキュリティ水準は一層高度化しております。

以上の結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高462,161千円、営業利益124,264千円、経常利益126,751千円、親会社に帰属する中間純利益82,631千円となりました。

なお、当社グループは情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、1,798,940千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、692,162千円となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益126,751千円に対し、増加要因として、契約負債の増加額1,263,584千円があり、減少要因として、前払費用の増加額641,644千円があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、598,227千円となりました。これは主に、定期預金の預入による支出500,000千円、無形固定資産の取得による支出38,900千円、出資金の払込による支出66,478千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、18,918千円となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出20,520千円等によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(2) 受注実績

当社グループの行う事業は提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略いたします。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。なお、当社グループは情報セキュリティ事業の単一セグメントのため、売上区分別に記載しております。

売上区分	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	前年同期比 (%)
製品本体 (千円)	115,115	—
ライセンス・保守サービス (千円)	347,046	—
合計 (千円)	462,161	—

(注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)
santec Japan株式会社	112,988	24.4
トライポッドワークス株式会社	105,864	22.9

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありませんが、当社の上場維持の前提となるJ-Adviserとの契約の件に関し、あらためて以下に記載いたします。

(1) J-Adviserとの契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、フィリップ・キャピタル証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ・キャピタル証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券(株)（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲

渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る）
甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと
(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。
なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
 - a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する）の日
(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
 - c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の效果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。
- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次のa又はbに該当する場合。

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場規程違反等
甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。
- ⑫ 株式の譲渡制限
甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。
- ⑬ 完全子会社化
甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。
 - a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
 - b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
 - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）
 - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
 - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
- ⑲ 反社会的勢力の関与
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り又はその他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当

の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。なお、当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

（1）財政状態の状況

①資産、負債及び純資産の状況

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は4,549,114千円となりました。この主な内訳は、現金及び預金2,298,940千円、前払費用2,219,251千円等であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は541,233千円となりました。この主な内訳は、ソフトウェア仮勘定108,900千円、投資有価証券187,000千円、出資金207,386千円等であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は4,861,943千円となりました。この主な内訳は、契約負債4,741,093千円等であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は228,404千円となりました。この主な内訳は、利益剰余金207,298千円等であります。

（2）経営成績の状況

経営成績の状況につきましては、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（1）業績」に記載のとおりであります。

（3）キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 発行者

2026年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		工具、器具及び 備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備等	3,103	20,096	108,900	124	132,224	19 (2)

(注) 1. 当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、当中間連結会計期間の平均人員を（）外数で記載しております。

(2) 在外子会社

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	当中間連結会計期間末現在発行数（株） (2026年6月30日)	公表日現在発行数（株） (2026年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	7,126,000	2,874,000	2,874,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	10,000,000	7,126,000	2,874,000	2,874,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

なお、第1回新株予約権及び第2回新株予約権は、それぞれ2026年3月6日及び2026年6月17日をもって全ての行使が完了しております。

第3回新株予約権（2025年8月22日臨時株主総会決議）

区分	中間連結会計期間末現在 (2026年6月30日)	公表日の前月末現在 (2026年8月31日)
新株予約権の数（個）	1,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	100,000（注）1、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	514（注）2、3	同左
新株予約権の行使期間	自 2027年8月23日 至 2035年8月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 514（注）3 資本組入額256（注）3	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行うことを要する。 ②新株予約権発行時において当社又は当社子会社の取締役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社子会社の取締役及び従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を

調整し、調整によって生じる 1 円未満の端数は切上げます。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{新規発行} & & \text{1 株当たり} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \frac{\quad}{\quad} \\ \text{行使価} & & \text{行使価} & & \text{株式数} & & \text{時価} \\ \text{額} & & \text{額} & & & & \\ & & & & & & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\quad} \end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げます。

$$\begin{array}{ccccc} \text{調整後行使価} & = & \text{調整前行使価} & \times & \frac{1}{\quad} \\ \text{額} & & \text{額} & & \text{分割・併合の比率} \end{array}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

3. 2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年10月16日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2026年3月6日 (注)	150,000	2,874,000	75	50,075	75	75

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

2026年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所 有株式数の割合 (%)
株式会社JIRAN JAPAN	東京都港区海岸1-7-1	1,169,300	42.24
今村 誉一	東京ポートシティ竹芝10階		
CheckMAL Inc.	東京都文京区	432,900	15.64
姜 玫在	A Bldg, #1308 U-TOWER, 767, Sinsu-ro, Suji-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea	240,000	8.67
santec Japan株式会社	神奈川県川崎市幸区	200,000	7.22
LEE SU JEONG	愛知県小牧市大字大草字年上坂5823 番地	150,000	5.42
Central Adventure Contents Investment Fund	Namyangju-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea 4th Floor, Geumgang Building, 29, Gangnam-daero 132-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	150,000	5.42
株式会社サテライトオフィス	29, Gangnam-daero 132-gil, Gangnam-gu, Seoul, Republic of Korea	110,400	3.99
PARK DOO YONG	東京都江東区東陽4-3-1東陽町信栄 ビル4階	106,800	3.86
SSR INC.	Goyang-si, Gyeonggi-do, Republic of Korea 1606-1608, JnK Digital Tower, 111, Digital-ro 26-gil, Guro-gu, Seoul, Republic of Korea	75,000	2.71
		71,000	2.56
計	—	2,705,400	97.72

(注) 上記の所有株式数及び株式総数に対する所有株式の割合は、自己株式105,500株を除いて記載しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式105,500	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,768,500	27,685	単元株式数100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 2,874,000	—	—
総株主の議決権	—	27,685	—

② 【自己株式等】

2026年6月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数 (株)	他人名義所有株 式数 (株)	所有株式数の合 計 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) 株式会社 J Security	東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易セ ンタービルディング 南館17階	105,500	—	105,500	3.7
計	—	105,500	—	105,500	3.7

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第6期	第7期	第8期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高 (円)	—	—	750
最低 (円)	—	—	750

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

なお、2025年12月24日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2026年1月から同年6月までにおいては売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日 (2026年3月31日) 後、本中間発行者情報公表日までに異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）の中間連結財務諸表について、有限責任パートナーズ総合監査法人により期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (2026年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,298,940
売掛金	28,816
商品	745
前払費用	2,219,251
その他	1,360
流動資産合計	4,549,114
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	3,103
有形固定資産合計	3,103
無形固定資産	
ソフトウェア	20,096
ソフトウェア仮勘定	108,900
その他	124
無形固定資産合計	129,120
投資その他の資産	
投資有価証券	187,000
出資金	207,386
繰延税金資産	2,325
その他	12,296
投資その他の資産合計	409,009
固定資産合計	541,233
資産合計	5,090,348

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2026年6月30日)	
負債の部	
流動負債	
買掛金	29,864
未払法人税等	39,504
契約負債	4,741,093
その他	51,481
流動負債合計	4,861,943
負債合計	4,861,943
純資産の部	
株主資本	
資本金	50,075
資本剰余金	20,579
利益剰余金	207,298
自己株式	△54,142
株主資本合計	223,810
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	5,626
為替換算調整勘定	△1,032
その他の包括利益累計額合計	4,594
純資産合計	228,404
負債純資産合計	5,090,348

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
売上高	462,161
売上原価	140,792
売上総利益	321,368
販売費及び一般管理費	※ 197,104
営業利益	124,264
営業外収益	
受取利息	1,676
為替差益	62
助成金収入	800
その他	43
営業外収益合計	2,582
営業外費用	
支払利息	95
営業外費用合計	95
経常利益	126,751
税金等調整前中間純利益	126,751
法人税、住民税及び事業税	39,744
法人税等調整額	4,375
法人税等合計	44,119
中間純利益	82,631
親会社株主に帰属する中間純利益	82,631

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
中間純利益	82,631
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	△3,369
為替換算調整勘定	△1,032
その他の包括利益合計	△4,401
中間包括利益	78,230
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	78,230

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	126,751
減価償却費	3,122
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△10,886
受取利息	△1,676
支払利息	95
為替差損益 (△は益)	△179
売上債権の増減額 (△は増加)	△3,632
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△459
前払費用の増減額 (△は増加)	△641,644
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,231
契約負債の増減額 (△は減少)	1,263,584
その他	△7,239
小計	721,604
利息の受取額	1,676
利息の支払額	△116
法人税等の支払額	△31,001
営業活動によるキャッシュ・フロー	692,162
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△500,000
有形固定資産の取得による支出	△1,397
無形固定資産の取得による支出	△38,900
出資金の払込による支出	△66,478
出資金の払戻による収入	12,868
その他	△4,320
投資活動によるキャッシュ・フロー	△598,227
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△20,520
新株予約権の行使による自己株式の処分による収入	1,452
新株予約権の行使による株式の発行による収入	150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,918
現金及び現金同等物に係る換算差額	△812
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	74,204
現金及び現金同等物の期首残高	1,724,736
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,798,940

【注記事項】

(連結範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、JSecurity X Inc. を新規設立したことにより、同社を連結の範囲に含めております。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありま

す。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
給料手当	51,008千円
役員報酬	26,175

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
現金及び預金勘定	2,298,940千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△500,000
現金及び現金同等物	1,798,940

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自 2026年1月1日 至 2026年6月30日）

当社の事業は、情報セキュリティ事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
製品本体	115,115
ライセンス・保守サービス	347,046
外部顧客への売上高	462,161

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、情報セキュリティ事業の単一セグメントのため、記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	31.12
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	82,631
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	82,631
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,654,931
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	30.76
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	—
普通株式増加数 (株)	31,467
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 9 月 30 日

株式会社 J S e c u r i t y

取締役会 御中

有限責任パートナーズ総合監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 鈴 木 努

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 山 口 純 平

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 J S e c u r i t y の 2026 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026 年 1 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J S e c u r i t y 及び連結子会社の 2026 年 6 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継

続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。